

魚津市告示第137号

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年9月25日

魚津市長 村椿 晃

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号）第21条の規定に基づき、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、認可保育所等設置支援等事業の実施について（令和5年4月19日付けこ成保第15号こども家庭庁成育局長通知）別添5「保育環境改善等事業実施要綱」の規定に基づき、市内の私立認定こども園（以下「こども園」という。）の設置者が実施する新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業（以下「事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、こども園において新型コロナウイルスの感染者又は感染者と接触があった者（感染者と同居している場合に限る。）が発生した場合に、職員が感染症対策の徹底を図りながら、事業を継続的に実施していくために必要で、次の各号に定めるものとする。ただし、同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫負担金、補助金又は交付金を受けた費用は除くものとする。

(1) 緊急時の職員確保に要する経費（職員の新型コロナウイルス感染症による人員不足に伴う職員の確保等の費用）

(2) 職場環境の復旧・環境整備等を実施するために要する経費（消毒清掃費用等）

(補助の額)

第4条 補助基準額は、令和5年4月1日時点のこども園の認可定員に応じ、次の各号に掲げる区分によるものとする。

- (1) 定員19人以下 300千円
- (2) 定員20人以上59人以下 400千円
- (3) 定員60人以上 500千円

2 補助金の額は、前条の補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額と前項の区分による補助基準額とを比較していずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に事業計画書(様式第2号)及び収支予算書を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、この補助金の交付の決定に当たり、次の条件を付すものとする。

- (1) 事業の内容の変更(補助対象経費の変更が20%未満の場合を除く。)をする場合は、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがある。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還命令)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消し、又は交付額を変更した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができるものとする。

(事業計画の変更等)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費が20%以上変更となるとき。

(2) 事業を中止するとき。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業計画変更(中止)承認書(様式第5号)を補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業が完了したときは、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金実績報告書(様式第6号)に事業報告書(様式第7号)及び収支決算書を添えて市長の指定する期日までに提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第8号)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金額の確定通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するものとする。

(帳簿の備付け)

第13条 補助事業者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

法人名称

代表者名

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金交付申請書

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業を実施
したいので、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金 金 円を交付されるよう魚津市新型コロナウイルス
感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第 5 条の規定によ
り、次のとおり関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書（様式第 2 号）
- 2 収支予算書

事業計画書

1 魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業所要額調書

| 定員 | 対象経費の支出予定額① | | 総事業費 ② (A + B) |
|----|-----------------|----------------------|-------------------|
| | A 緊急時の職員確保に係る費用 | B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 | |
| 人 | 円 | 円 | 円 |

| 寄附金その他の 収入額 ③ | 差引額 ④ (② - ③) | 補助基準額 ⑤ | 選定額 (補助金所要額) ⑥ |
|------------------|------------------|---------|----------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

(注)

- ①欄の「A 緊急時の職員確保に係る費用」及び「B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用」は、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第3条に定めるものについてそれぞれ記載すること。
- ⑤欄は、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第4条に定める額を記載すること。
- ⑥欄は、④欄及び⑤欄を比較して少ない額を記載すること。

2 事業概要

| 事業の内訳 | 事業概要・積算根拠 |
|----------------------|-----------|
| A 緊急時の職員確保に係る費用 | |
| B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 | |

(注)

1 A及びBの欄について、その概要がわかるよう簡潔（箇条書き等）に記載すること。

- ・人件費に関しては、単価、日数、人数、合計等を記載すること。
- ・物品の購入に関しては、単価、数量、合計等を記載すること。
- ・業務の外部委託等に関しては、業務の内容、期間等を記載すること。

2 所要額調書の①欄と整合性があるものとする。

3 補助要件について

感染症拡大防止を徹底するため、当施設は下記の実施に努めています。（いずれかに○） はい ・ いいえ

- ・保護者との連絡等における ICT の活用
- ・遊具等の消毒や、こどもが密集する状況を作らない等の工夫を図るために必要な保育補助者等の雇い上げ
- ・感染症対策計画の策定、職員の体調管理

様式第3号（第6条関係）

魚津市指令 第 号

所在地
法人名称
代表者名

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金については、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、次の条件を付し金 円を交付する。

年 月 日

魚津市長



条件

- 1 この補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業とし、その内容については当該申請書記載のとおりとする。
- 2 この補助金の執行については、魚津市補助金等交付規則及び魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱に基づき行うものとする。

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

法人名称

代表者名

事業計画変更（中止）承認申請書

年 月 日付け魚津市指令 第 号により交付の決定通知があった魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業について、次のとおり計画を変更（中止）したいので、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、その承認を申請します。

- 1 変更（中止）の理由
- 2 変更の内容（中止の場合は記載不要）

様式第5号（第10条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
法人名称
代表者名

事業計画変更（中止）承認書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金については、年 月 日付けで提出された事業計画変更（中止）承認申請書に基づき、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり承認する。

承認の内容

年 月 日

魚津市長



様式第6号（第11条関係）

年 月 日

魚津市長

宛

所在地

法人名称

代表者名

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金実績報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定通知があった魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業について、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書（様式第7号）
- 2 収支決算書

事業報告書

1 魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業精算額調書

| 定員 | 対象経費の支出予定額① | | 総事業費 ② (A + B) |
|----|-----------------|----------------------|-------------------|
| | A 緊急時の職員確保に係る費用 | B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 | |
| 人 | 円 | 円 | 円 |

| 寄附金その他の 収入額 ③ | 差引額 ④ (② - ③) | 補助基準額 ⑤ | 選定額（補助金所要額） ⑥ |
|------------------|------------------|---------|---------------|
| 円 | 円 | 円 | 円 |

(注)

- ①欄の「A 緊急時の職員確保に係る費用」及び「B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用」は、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第3条に定めるものについてそれぞれ記載すること。
- ⑤欄は、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第4条に定める額を記載すること。
- ⑥欄は、④欄及び⑤欄を比較して少ない額を記載すること。

2 事業概要

| 事業の内訳 | 事業概要・積算根拠 |
|----------------------|-----------|
| A 緊急時の職員確保に係る費用 | |
| B 職場環境の復旧・環境整備等に係る費用 | |

(注)

- 1 A及びBの欄について、その概要がわかるよう簡潔（箇条書き等）に記載すること。
 - ・人件費に関しては、単価、日数、人数、合計等を記載すること。
 - ・物品の購入に関しては、単価、数量、合計等を記載すること。
 - ・業務の外部委託等に関しては、業務の内容、期間等を記載すること。
- 2 精算額調書の①欄と整合性があるものとする。

魚津市長

宛

所在地
法人名称
代表者名

年度 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付の決定通知があった魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金について、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第11条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| | | |
|--------------------------|---|---|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）別添参考となる書類（4の金額の積算内訳等）

様式第9号（第12条関係）
魚津市指令 第 号

所在地
法人名称
代表者名

魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援
事業費補助金額の確定通知書

年 月 日付け魚津市指令 第 号で交付決定した魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金については、魚津市新型コロナウイルス感染症に係る保育所等事業継続支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、交付額を 金 円に確定する。

年 月 日

魚津市長

